

岩見沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則の概要

第1 改正の趣旨

岩見沢市国民健康保険条例の一部改正（令和5年条例第23号）により、
出産する被保険者に係る国民健康保険料の免除措置が新設されたことに伴い、
所要の規定の整備を行う。

第2 改正の内容

産前産後期間に係る国民健康保険料免除届出書を新設する。

第3 施行期日

令和6年1月1日

岩見沢市規則第 24 号

岩見沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 12 月 28 日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

岩見沢市国民健康保険条例施行規則（昭和 48 年規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（出産被保険者の保険料の免除）

第 26 条の 4 条例第 22 条の 5 の規定により保険料の免除を受けようとする者は、産前産後期間に係る国民健康保険料免除届出書（様式第 11 号）を市長に提出しなければならない。

様式第 10 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第11号（第26条の4関係）

産前産後期間に係る国民健康保険料免除届出書

年 月 日

岩見沢市長 様

岩見沢市国民健康保険条例施行規則第26条の4の規定により、下記のとおり届け出ます。

世帯主 (届出者)	(フリガナ)		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所			
	宛名番号		電話番号	
出産する方	世帯主(届出者)と同じ			
	(フリガナ)		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所			
宛名番号				
出産予定日又は出産日		年 月 日	<input type="checkbox"/> 単胎 <input type="checkbox"/> 多胎	

【注意事項】

1. この届出書は、出産予定日の6か月前から提出することができます。
2. 出産後にこの届出書を提出する場合は、出産日を記入してください。
3. 届出にあたっては、次の書類を添付してください。
 - ① 出産予定日又は出産日を確認することができる書類。
 - ② 単胎または多胎の別を確認することができる書類

事務処理欄

免除開始月 (出産月の前月) ※多胎の場合は3月前	年 月	免除終了月 (出産月の翌々月)	年 月
添付書類	母子健康手帳 ・ 戸籍抄本 その他 ()		収受印

附 則

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。